

議 案 第 71 号

摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件
 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

味舌体育館を新設するため、本条例を制定するものである。

摂津市立体育館条例の一部を改正する条例

摂津市立体育館条例（昭和56年摂津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

摂津市立味舌体育館	摂津市正雀一丁目1番6号
-----------	--------------

別表第1項の表に次のように加える。

味舌体育館	第1体育室	全面	3,000	3,000	3,000	5,000	7,000	9,000	12,000
		半面	1,800	1,800	1,800	3,000	4,200	5,400	7,200
	第2体育室	全面	1,400	1,400	1,400	2,400	3,300	4,300	5,700

別表第2項の表に次のように加える。

味舌体育館	第1体育室及び第2体育室	一 般	150	150	150	250
		小学生・中学生	50	50	50	50
	トレーニングルーム	一 般	150	250	250	350
		小学生・中学生	100	100	100	100
		回数券	50円券55枚綴 2,500円			

別表第2項の表の備考1中「1の表」を「前項の表」に改め、同表の備考3を次のように改める。

3 この表の規定は、専用での使用以外で個人が同表に掲げる施設を使用する場合について適用する。

別表に次の1項を加える。

3 冷暖房設備使用料

区	分	単 位	金 額
冷暖房設備	全 面	1 時間	500円
	半 面	1 時間	250円

備考

- 1 第1項の表の備考2の規定は、この表についても適用する。
- 2 この表の規定は、第1項の表に掲げる施設（鳥飼体育館の第2体育室、味生体育館の第2体育室及び味舌体育館の第2体育室を除く。）を専用して使用する場合について適用する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。